

平成 25 年 11 月 14 日

## 県費負担教職員制度の見直しに係る 財政措置のあり方に関する合意

指定都市所在道府県  
指定都市

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2% の税源移譲が行われることに合意する。

なお、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、また、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定されたい。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

併せて、今回の移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じられたい。